

令和 2年 4月 15日

第823号



ヤマダ総合公認会計士事務所

代表 山田 良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

4月からの雇用保険料の徴収に注意！ 65歳以上も対象に

これまで、年齢が65歳以上の雇用保険の被保険者（高年齢被保険者）については、雇用保険料徴収が免除されていましたが、本年4月1日から、65歳以上の被保険者分も雇用保険料を納める必要があるため、被保険者本人の負担分を徴収しなければならなくなっています。これは、平成29年1月1日から雇用保険の適用範囲が拡大され、当面は65歳以上の雇用保険料は免除されていましたが、その規定が今年度で終了となったことによるものです。

平成29年1月1日から65歳以上の労働者についても、雇用保険の適用条件（1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること）を満たせば「高年齢被保険者」として雇用保険が適用されるようになりました。ただし、当面の混乱を避けるために、保険料の徴収については令和2年3月31日までは「65歳以上の方については徴収を免除する」というかねてからの規定がそのまま適用されていました。

雇用保険料は被保険者と事業主が折半負担なので、その両方が免除ということは被保険者から雇用保険料を徴収する必要もありませんでした。しかし、4月1日からは免除規定が廃止されるため、たとえ65歳以上の被保険者を雇用していたとしても、企業は従業員の年齢に関係なく雇用保険料を納めなければならなくなりました。それに伴い、65歳以上の高年齢被保険者からも、本人負担分として雇用保険料を徴収する必要が出てきた、というわけです。

企業の経理担当者はこれまで、毎年4月になると年齢をチェックして、対象者の給与からは雇用保険料を控除しないように気をつけていましたが、これからは逆に保険料免除の漏れを心配する必要がなくなります。ただし、まだ先の話ですが、65歳以上に限り、1つの事業所での勤務時間が週20時間未満でも、複数事業所に勤務をしていて、勤務時間の合計が週20時間以上になる場合は、雇用保険に加入できるようにするという改正案が浮上しています。

実現すれば、雇用保険に加入しない程度の短時間契約ですと、かえって手続きが煩雑になる可能性があります。高齢者の雇用については、あえて雇用保険に加入しない短時間契約をする会社もあるようなので、短時間契約でも雇用保険の手続きをする必要が出てくれば、最初から長時間契約にしたほうが良いと考える会社も増えるかもしれません。いずれは、65歳以上だけでなく労働者全員がこのルールになってくる可能性もあるので留意しておく必要があります。